

三 第3条第3号に基づき、第1号の検討結果を踏まえ、本学会の学術大会、研修会、学会機関誌等を通じて、テレワーク従事者の健康管理等に関する法政策について学術的情報を発信すること

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は2021年12月25日より施行する。